

新潟県環境会議設置要綱

(目的)

第1条 県民、事業者、行政の三者が一体となって、環境への配慮が適切に組み込まれた健全でうるおいのある新潟県を築くため、環境保全について共に考え、その着実な促進を図るための連携と交流及び行動の拠点として、新潟県環境会議（以下「会議」という）を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、前条の目的に沿い、環境の保全に関する取り組みの促進を図るため、次の事項について協議する。

- (1) 環境に配慮したライフスタイルに関すること
- (2) 環境に配慮した事業活動に関すること
- (3) 豊かな自然と共生したうるおいのある社会づくりに関すること
- (4) 地球環境への配慮と環境国際協力の推進に関すること
- (5) その他環境の保全の推進に関すること

(事業)

第3条 会議は、新潟県環境賞の表彰の他、前条各号を促進するための啓発事業を行う。

(構成)

第4条 会議は、別表に掲げる団体を代表する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 会議に、会議の会計を監査するため、監事2名をおく。
- 3 監事は、委員以外の者から幹事会の議を経て、議長が指名する。

(議長)

第5条 会議に議長を置き、新潟県知事をもってこれに充てる。

- 2 議長は、会議を招集し、主宰する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する者がその職務を代行する。

(幹事会)

第6条 会議に、会議の運営に関し必要な事項を協議・調整し、及びこれを運営するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる団体より推薦された者（以下「幹事」という。）をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選をもってこれを定める。
- 4 幹事長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(部会)

第7条 会議に、その所管事項に基づく取り組みについて具体的に検討及び事業を実施するため、部会をおくことができる。

- 2 部会の構成員（以下「部会員」という。）は、県内の団体及び個人の中から適当と認められる者をもって充て、幹事会においてこれを定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する部会員の互選によってこれを定める。
- 4 部会は部会長が招集し、これを主宰する。
- 5 部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 部会長に事故があるときは、部会長が指名する者がその職務を代行する。
- 7 部会は、その目的を達成するため必要があるときは、部会員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 8 部会は、一定の目的を達成した場合は解散することができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は新潟県環境企画課に置く。

(事業計画及び予算)

第9条 会議の事業計画及び予算は、事務局が作成し、幹事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 会議の事業報告及び決算は、事務局が作成し、幹事会の承認を受けなければならない。

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、幹事会の議を経て、議長が定める。

附 則 この要綱は、平成7年5月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成8年9月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成13年4月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表 新潟県環境会議の構成

| 区分 | 所属団体 | 職名 |
|-----------|---------------------------|------|
| 学識経験者 | 新潟県環境審議会 | 会長 |
| 県民 NGO | 新潟県消費者協会 | 会長 |
| | 新潟県婦人連盟 | 理事長 |
| 事業者 | 新潟県商工会議所連合会 | 会頭 |
| | 新潟経済同友会 | 代表幹事 |
| | 新潟県農業協同組合中央会 | 会長 |
| | (社)新潟県トラック協会 | 会長 |
| | (社)新潟県建設業協会 | 会長 |
| | (社)日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会 | 会長 |
| | 大型店懇談会 | 代表 |
| | 新潟県環境保全連合会 | 会長 |
| 行政 | 新潟県 | 知事 |
| | 新潟市 | 市長 |
| | 新潟県小学校長会 | 会長 |
| | 新潟県中学校長会 | 会長 |